



今月号のテーマ

- 新年のご挨拶
- 各種申告納付期限のご案内
- 平成27年度 税制改正大綱  
 税制改正概要（高井）  
 ふるさと納税の拡充（吉岡）  
 非課税贈与の拡充と新制度（大黒）

### ～新年のご挨拶～

新年あけましておめでとうございます。

イースリーパートナーズは、本年もおお客様の良きパートナーとして質の高いサービスや情報の提供を続けていくことはもちろんのこと、よりいっそうお客様に満足して頂けるように誠心誠意、励んでいく所存でございます。本年もどうぞ宜しくお願い致します。

最後になりましたが、皆様のご健勝とご多幸をスタッフ一同心よりお祈りしております。

### ～各種申告納付期限のご案内～

該当の事業者様は源泉所得税、償却資産税について次の申告・納付手続きが必要となります。

- |              |                |
|--------------|----------------|
| ① 源泉所得税の特例納付 | …納付期限 1月20日（火） |
| ② 償却資産税の申告   | …申告期限 2月 2日（月） |

### 税制改正概要（高井）

平成27年度の税制改正大綱が平成26年12月30日に取りまとめられました。衆議院の解散総選挙を受け、例年よりも遅い発表となっています。今回の税制改正では、株式投資や資産贈与を優遇し、昨年4月の消費税増税後に落ち込んだ国内景気を立て直す方針ですが、社会保障制度を維持するための消費税増税や、配偶者控除の見直し・ビールの酒税税率といった課題は先送りされています。

具体的な改正内容として、法人実効税率（標準税率34.62%）を平成26年で32.11%、平成27年度で31.33%に下げる方針を打ち出しています。他方では、アベノミクスが企業に偏りがちとの指摘を踏まえ、家計や地方にも目配りした内容となっており、企業の地方移転を促す税制の創設や住宅ローン減税の期限を平成31年6月末まで1年半延長する見込みとなっています。

個人に関する税制改正では他に、株式や投資信託で得た利益が非課税となる『少額投資非課税制度（NISA）』の拡充があります。子どもや孫の名義で専用口座を開設できる「ジュニアNISA」（仮称）を創設し、高齢者が多く保有する金融資産を若い世代に移転させながら、株式市場の活性化を促すという狙いがあります。

上記の他、税制改正大綱には次のような改正内容が挙がっています。

- ・平成27年4月以降に購入される新車の軽自動車税の増税
- ・空家の固定資産税の軽減措置の廃止

## ふるさと納税の拡充（吉岡）

故郷や応援したい自治体に寄付の形で納税できる「ふるさと納税制度」で、税金の控除を受けられる上限額を現在の2倍にすることが、税制大綱に盛り込まれました。

この制度では、自分が住む自治体に支払うべき税金の一部を、代わりに自分が選んだ自治体に寄付の形で支払うことができ、寄付額から「自己負担」として2千円を差し引いた分の税金が減る仕組みです。

今回の改正で、控除額の上限を倍増させ、利用者を増やし地方にある自治体の収入を増やす狙いがあります。

例) 年収500万円で夫婦のみの世帯の場合

改正前の目安

寄付金の額3万円で、控除額2万8千円が限度となる。

改正後の目安

寄付金の額5万8千円で、控除額5万6千円が限度となる。

また、自治体への控除申請を、寄付先の自治体が代行することにより、確定申告が不要になる見込みです。

## 非課税贈与の拡充と新制度（大黒）

### 【住宅購入資金】

祖父母や親が子や孫に住宅購入資金を贈与した場合に贈与税が非課税となる制度は、適用期限が平成26年12月までとなっていますが、平成31年6月まで延長し、段階的に非課税限度額を設定する見込みです。

非課税限度額

住宅用家屋の消費税等の税率が10%の場合			左記以外の場合		
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外
			~H27.12	1,500万円	1,000万円
H28.10~H29.9	3,000万円	2,500万円	H28.1~H29.9	1,200万円	700万円
H29.10~H30.9	1,500万円	1,000万円	H29.10~H30.9	1,000万円	500万円
H30.10~H31.6	1,200万円	700万円	H30.10~H31.6	800万円	300万円

### 【教育資金、結婚出産資金】

平成25年度から開始された教育資金を一括贈与した場合に1,500万円まで贈与税が非課税となる制度は、適用期限が平成27年12月までとなっていますが、平成31年3月まで延長される見込みです。

また、教育資金とは別に新制度で、平成27年4月~平成31年3月までに結婚や出産、育児の費用を祖父母や親から子や孫が一括贈与を受けた場合、1,000万円までは贈与税が非課税になる見込みです。

祖父母や親が信託銀行等と契約を結び、子や孫の名義で口座を開設し、資金を一括して預けることが条件となります。領収書を信託銀行に提出し、払い戻した分が非課税となります。

子や孫は20歳以上50歳未満に限ります。なお、50歳になった時点で使い残した分については贈与税が課税されます。

【高槻事務所】TEL 072-686-5131 【大阪事務所】TEL 06-6654-6805 【京都事務所】TEL 075-354-8455

イースリーパートナーズみんなのブログ更新中です <http://e3-partners.seesaa.net/>